

(照会先)  
社会保険業務センター  
企画調整課 井上、佐野  
電話直通 3595-2679(1月23日(月))  
電話直通 5344-1109(1月24日(火)以降)

平成18年1月23日  
社 会 保 険 庁

## 公的年金等の源泉徴収票の再送付について（第2報）

### 1 事象の概要

先に、公表いたしました「公的年金等の源泉徴収票の再送付について（1月23日公表）」（別添資料）について、受託企業に原因・影響の調査を進めさせておりますが、地域を限定せずに、当該企業が作成した全ての受給者の方に対し、念のため、再作成を行い再送付することとしました。

### 2 再送付件数

兵庫県在住者 約129万件

山口県在住者 約44万件

徳島県在住者 約22万件

### 3 対応等

兵庫県、山口県及び徳島県に在住する老齢厚生年金等の老齢給付を受給する方に対し、1月24日（火）から29日（日）までの間にお詫びの手紙を添えて再作成した源泉徴収票を順次送付する。

<参考配布> 当資料は、1月21日(土)兵庫県、1月22日(日)山口県の県庁記者会へ公表しています。

(照会先)  
社会保険業務センター  
企画調整課 井上、佐野  
電話直通 5344-1109

平成18年1月23日  
社会保険庁

## 公的年金等の源泉徴収票の再送付について

### 1 事象の概要

1月18日から19日に兵庫県及び山口県在住の年金受給者に送付した公的年金等の源泉徴収票(別紙1)の一部に、圧着加工を施した見開き部分が剥がれにくいなどのため、記載内容が確認できない場合があることが、年金受給者からの照会により判明した。

### 2 事象の原因

送付される源泉徴収票の印刷及び発送業務については、アウトソーシングによる民間企業活用の考え方から、入札のうえ業務委託を行っている。

受託企業11社のうちの1社が作成した源泉徴収票において生じたものであるが、原因の詳細は、現在、当該企業において調査中。

### 3 影響

兵庫県在住者 約78万件

山口県在住者 約7千件

なお、源泉徴収票発送総数は、約2,965万件である。

### 4 対応

- (1) 影響があると想定される方に対し、1月24日(火)からお詫びの手紙(別紙2)を添えて再作成した源泉徴収票を順次送付する。
- (2) 受託企業による原因調査の結果が判明次第、再発防止について整理する。

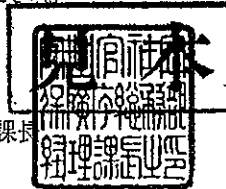
平成17年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都杉並区高井戸西3-5-24			
	氏名	年金 太郎			
種別	金額	円			
年金	999				
扶養親族等申告書の提出	本人	控除対象配偶者			
有 無	特 別 障 害 者	その他の障 害 者	有 無	老人控除対象配偶者の有無	有 無
*			*		
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)		社会保険(介護)		
特 定 老 人	其 他	特 別	其 他		
0				*	
年金の種別			生 年 月 日		
老 齢 基 礎 厚 生			昭和11年11月11日		
( 摘 要 )					

(右の注意事項をよくお読みください。)

支払者

東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号  
官署支出官 社会保険庁総務部経理課長



(注意事項)

- この源泉徴収票の「支払金額」は、平成17年中に支払われた額です。したがって、この源泉徴収票の「支払金額」と現在支払われている年金の年金額とは、相違しますのでご承知ください。
- この源泉徴収票の「社会保険料の金額」は、平成17年中に「支払金額」から特別徴収された介護保険料額であり、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。
- この源泉徴収票をあなたが税務署に確定申告をする必要があるときに使

○ 確

ない場合の例

収入などがあ

に所得がな

、その年金収入の合計額が196万2000

の場合など  
確定申告書の用紙及び手引きは、税務署や市区町村役場などに用意してあります。

○ 確定申告書の記載に当たっては、定率減税額欄の記載漏れや誤りがないようお願いいたします。なお、確定申告書は、提出できます。

についてお分かりにならないことがありましたら、税務相談室におたずねください。

「親族等申告書の提出」「無」欄にある等申告書を提出していない方及び提

示されています。

- 源泉徴収票についてお分かりにならないことがありましたら、「ねんきんダイヤル」[(0570-07-1165)または最寄りの社会保険事務所や年金相談センターにおたずねください。]

お問い合わせ先は、社会保険庁ホームページに掲載しています。  
[http://www.sia.go.jp/]

※ 退職共済年金を受けている方で、「支払金額」と「源泉徴収税額」欄の金額が上下2段に記載されている場合  
上段の金額(所得税法第203条の3第1号適用)は、64歳までの特別支給の退職共済年金の額  
下段の金額(所得税法第203条の3第2号適用)は、65歳からの退職共済年金の額を記載しています。

○ 国税庁のホームページ [http://www.nta.go.jp] では、確定申告に関する情報等を提供しています。

(別紙2)

受給者様

「公的年金等の源泉徴収票」の再送付について(お詫び)

この度、当センターからお送りしました「公的年金等の源泉徴収票」について、印刷・発送受託企業における圧着加工等の不良により、見開き部分が剥がれにくい場合があることが判明いたしました。

不手際により、ご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

つきましては、念のため、再度源泉徴収票を送付いたします。

なお、先にお送りしました源泉徴収票と内容は同一であることを申し添えます。

平成18年1月〇〇日

社会保険庁  
社会保険業務センター